(別紙)

平成20年10月1日以降の閉鎖性海域に係る窒素・燐の暫定排水基準

(1)窒素含有量(単位:mg/L)

業種	許容限度 ※()内は日間平均値		
	~平成 20 年 9 月 30 日	平成 20 年 10 月 1 日~	備考
天然ガス鉱業	160 (150)	160 (150)	
畜産農業(水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	190 (150)	190 (150)	
畜産農業(上記以外)	190 (150)	_	一般排水基準へ移 行。
酸化銀製造業	240 (210)	_	一般排水基準へ移 行。
酸化コバルト製造業	900 (750)	550 (300)	
黄鉛顔料製造業	1300 (950)	_	一般排水基準へ移 行。
バナジウム化合物製造業及びモリ ブデン化合物製造業(バナジウム 化合物又はモリブデン化合物の塩 析工程を有するものに限る。)	6000 (5000)	5000 (3850)	
(参考) 一般排水基準	120 (60)		

(2) 燐含有量(単位:mg/L)

業種	許容限度 ※()内は日間平均値		/++ -+v
	~平成20年9月30日	平成 20 年 10 月 1 日~	備考
畜産農業(水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	30 (24)	30 (24)	
畜産農業(上記以外)	30 (24)	_	一般排水基準へ移 行。
燐化合物製造業(縮合燐酸塩製造 工程を有するものに限る。)	40 (10)	40 (10)	
(参考)一般排水基準	16 (8)		